

25 吉野川市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき平成24年度定期監査の結果に対する見解及び今後の対応等について（回答）を別紙のとおり公表する。

平成25年1月31日

吉野川市監査委員 阿部 徳 男
吉野川市監査委員 河野 利 英

吉総第462号
平成25年1月18日

吉野川市監査委員 阿部 徳 男 様
吉野川市監査委員 河野 利 英 様

吉野川市長 川 真 田 哲 哉

平成24年度定期監査結果に対する見解及び今後の対応等について（回答）

平成24年11月22日付け吉監査第50号で報告のありました件について、別紙のとおり回答します。

平成24年度定期監査結果に対する見解及び今後の対応について

部署名	指摘事項	見解及び今後の対応
税務課	未収金の削減及び収納率向上に引き続き努める必要がある。	<p>未収金の削減に向け、毎月最終日曜日には、納税相談日を設け、平日に来庁できない納税者に対しして納税相談を実施しています。</p> <p>また、文書催告による呼出通知の発送や電話による納税勧奨を行い、差押を前提とした納税相談を実施し、預金等の財産調査を行い、差押を実施しています。</p> <p>さらに、収納率の向上につきましても、口座振替制度の推進や滞納整理に重点を置き、督促状、催告状等の発送回数を増やし、収入未済額の縮減に向け、徳島県及び徳島滞納整理機構と連携強化を図って参ります。</p>
国保年金課	後期高齢者医療特別会計の未収金及び不能欠損額が増加しており、更に縮減に努める必要がある。	<p>未収金は法的に権利が消滅した場合には、法令等の規定に基づき、相手方不明、費用対効果など債権の回収可能性に関し、様々な角度から検討し不納欠損処理を行ったところです。</p> <p>死亡や転居先不明により連絡がつかない者以外の未納者については、短期被保険者証を交付し、期限到達時に来庁していただき納付相談を実施するとともに、可能な限り連絡を取り納付相談を行い、納付計画を作成し未収金の回収に努めていきます。</p> <p>1年を通じて、納付催告、納付指導、督促状の発送を行い、電話による催告を強化し、収納率の向上に取り組めます。</p>
人権課	住宅新築資金等貸付金の未収金の減少に努める必要がある。	<p>滞納者に対して督促、訪問による納付相談を行ってきたが、景気の低迷等により納付困難家庭が多く、目立った成果は上がっていないのが現状であります。</p> <p>今後の方策としては、時効の関係もあり、個々の事案毎に市顧問弁護士、徳島県と協議を行い、抵当物件の差押え、国庫補助金の申請、支払い猶予措置などを進めるとともに、納付指導を強化します。</p>
都市計画住宅課	住宅使用料の未収金の回収は努力の跡も認められるが、先進地事例の研究及び現況調査を引き続き行い、市全体での取り組みを図る必要がある。	<p>市営住宅家賃滞納事務処理要綱に基づき、督促・催告状の送付、電話による催告を実施し、悪質な高額滞納者には招致通知書の送付及び明け渡し請求を実施して、面談や休日の戸別訪問による納付督促で滞納者の生活状況や資力状況等の現状把握に努め、納付の履行を促して滞納の解消に努めます。</p> <p>また、先進自治体における取り組み事例を研究し、滞納解消に向け取り組んでいきます。</p>
福祉総務課	未収金の収納に引き続き努める必要がある。	<p>未収金の収納については、対象者に十分説明したうえで理解と協力を得て円滑な収納を推進するとともに、日常の訪問調査や聴き取りを充実させることで、まず返納金を発生させないよう事務処理を進めるよう徹底します。</p> <p>生活保護費は、その月の生活費を月の初めに前渡しするという性質のものであります。そのため、月の途中で保護の変更や廃止があった場合、また、急迫の場合に資力があるにもかかわらず保護を受けた時などに、おもに生活保護費の返納が生じます。</p> <p>収入未済額が発生する理由については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡や転出などで保護が廃止になり、返納金の請求先が特定できない。 ・ 担当者が公金の取扱いができないため、該当者に返納の義務を説明し、自主返納を指導することしかできない。 ・ 保護受給中の場合、支給されている保護費からは徴収できない。 <p>などの理由が考えられます。</p> <p>そこで、収入未済額の減少についての対応として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の実態や保護の状況をより詳細に把握し、保護の変更に対して事前に対応できる事務処理を行うことで、返納金を発生させない事務体制の構築に努める。 ・ 発生した返納金については、返納者に返納義務を説明するとともに、返納計画等を指導する等一層の返納を促す。 ・ 受給者に対して、日頃から生活保護制度や受給中の義務と権利についての説明を徹底して行う。 <p>などの対策を実施していきます。</p>

平成24年度定期監査結果に対する見解及び今後の対応について

部署名	指摘事項	見解及び今後の対応
介護保険課	未収金の収納に努め、不納欠損額の減少に努める必要がある。	<p>現在行っている介護保険料未収金対策は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料納付相談訪問 <p>平成19年度に、市発足後初めての本格的な全未納者への個別訪問を実施したのをかわきりに、以降年2回（5月、11月）定期的に未納者の保険料納付相談を行っている。給付制限について説明し納付を促すとともに、経済的事情で納付困難な世帯については分納の相談に応じている。</p> <p>5月実施分については、出納整理期間でもあり、現年度分の未納者を中心に実施し、11月実施分については、過年度分の未納者を中心に訪問している。</p> 2. 督促状・催告書の送付 <p>督促状 各期 催告書 年1回</p> <p>平成24年度から、催告書通知者全員に介護保険料納付相談と給付制限のお知らせを配布し、介護保険制度等の周知を図り、未収金の減少に努めている。</p> 3. 外出困難世帯への集金 <p>高齢者単身世帯、歩行困難者等には、要望により定期的に集金に訪問している。また、金融機関口座からの振替を奨励し対応している。</p> 4. 要介護認定時の保険料収納状況チェック <p>平成22年度からは、要介護認定時に保険料の収納状況をチェックし、新たな保険証の発行時に未納分の納付書を同封し納付を促す。特に、新規申請の者については、未納があれば給付制限について説明をし、給付制限規則に則り、滞納額の半額の納付プラス今後の分納の約束を必須条件としている。</p> <p>給付費の増加が著しい中、財源である保険料の確保は必須の要件であります。長引く景気低迷を反映して未収金は増加していますが、相互扶助の考えに基づくものであることを周知し、保険料の収納には力を注いでいるところです。</p> <p>特別徴収（年金手引）から何らかの事情で普通徴収（納付書等による納付）に切り替わった方や、新規被保険者が、それと気づかず未納となっている場合が多いので、滞納常習者となる前に少額未納であっても見逃さず対応していきます。</p> <p>平成24年度から保険料が改正され、改訂後の保険料額によっては、さらに未納者が増加することも予想されるため、保険料納付の仕組みや給付制限についての広報、周知を行いながら、未収未納金及び不納欠損額の減少に努めていきます。</p> <p>また、未納未収金等については、市全体で考え関係課等協議し、情報の共有化、事務の効率化を図っていくよう努めていきます。</p>
子育て支援課	未収金の回収に引き続き務める必要がある。	<p>保育所使用料の納期限は月末で、毎月銀行等の口座振替で収納しています。</p> <p>残高不足等で口座振替できなかった場合は、保育所を通じて納付書を保護者に渡し、それでも未納の場合は、保育所を通じて督促状を保護者に渡しています。子どもを預かる保育士が督促状を保護者に直接手渡しすることで、収納につながる事例が多くなっています。</p> <p>滞納者については、電話連絡及び家庭訪問などを行い、生活状況や経済状況を聞き取り、分納計画の相談等により徴収に努めています。</p> <p>また、一人ひとりの未収金額が多額にならないよう、滞納者と分納誓約書を結び、子どもに対する手当（児童手当・児童扶養手当等）支給月にまとめて徴収しています。</p> <p>今後も、現在の滞納対策をさらに強化（夜間の窓口徴収等）し、保育所使用料未収金の解消を図っていきます。</p>

平成24年度定期監査結果に対する見解及び今後の対応について

部署名	指摘事項	見解及び今後の対応
水道課	水道料金の未収金額の縮減に、引き続き務める必要がある。	水道料金の徴収については、平成25年1月から民間に委託することとなり、委託業者からの業務報告を注視していきます。
下水道課	未収金及び不納欠損額の減少に向けて、先進地事例の研究及び他の部署との連携を図り、収納の向上に努める必要がある。	次の対策を基本に、未収金及び不納欠損額の縮減に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進地や関係課等との連携を密にし、情報の共有化を図り、徴収業務の強化に努めます。 ・ 担当者による定期又は随時の戸別訪問並びに電話連絡等による納付督促の強化を図ります。 ・ 徴収強化月間を増やし、夜間徴収を含め未収世帯への戸別訪問の強化に努めます。 ・ 催告書等の送付による納付督促事務を徹底します。 ・ 分納納付等の個別相談にも応じ、実情に合わせた訪問集金の強化を図ります。